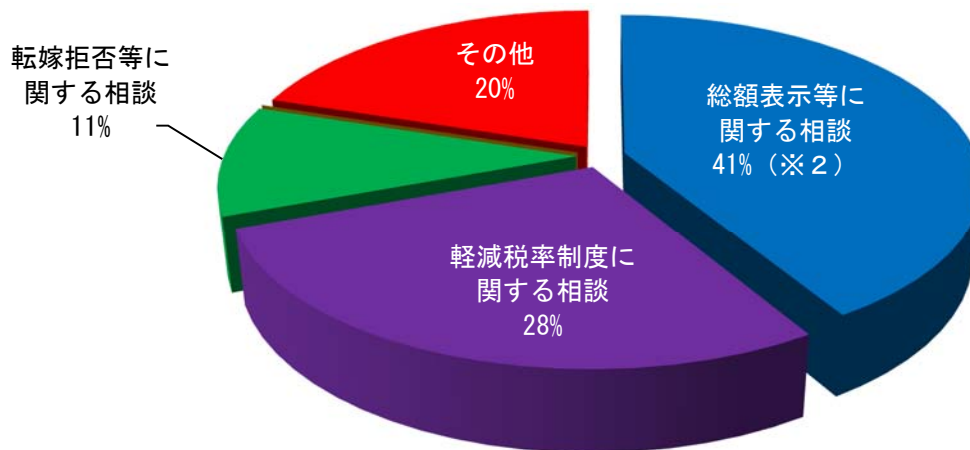


## 消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

消費税価格転嫁等総合相談センターの平成 29 年 10 月(10/1～10/31)の相談対応状況は以下のとおり。

### 1 相談件数

10 月の相談件数：電話 70 件、メール 5 件  
【相談内容（全 75 件）の内訳（※1）】



### 2 相談例

#### ○ 総額表示等に関する相談

Q. 事業者です。消費税率の引上げに対応したパンフレットの作成をしています。パンフレットに記載する商品の価格表示について、例えば「10,000 円」と税抜価格を記載し、パンフレットの最後のページに「パンフレットの価格は全て税抜価格です」と説明文を入れる方法は、表示方法として問題ないでしょうか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法では、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（誤認防止措置）」を講じていれば税込価格を表示することを要しないこととされています（総額表示義務の特例）。

誤認防止措置としての表示は、消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に認識できる方法で行っていただく必要があります。

誤認防止措置の具体例につきましては、国税庁ホームページの「総額表示義務の特例措置に関する事例集」を参考としていただければと思います。

国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp>

なお、総額表示義務の特例は、平成 33 年 3 月 31 日までの特別措置です。したがって、同年 4 月 1 日以

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 0 件

※2 うち総額表示に関する相談が 13%、消費税一般に関する相談が 87%

後に配布するパンフレットの販売価格の表示は、総額表示で行う必要がありますのでご注意ください。

## ○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 事業者です。国の行政機関から送られてきた文書の中で、取引先から消費税増税分について支払ってもらえていなかった事業者が、国の行政機関が当該取引先に調査指導したことにより、未払いの増税分について遡って支払ってもらえることができたと紹介されていましたが、このような指導は実際に行われているのでしょうか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法は、同法上の特定事業者(買手)が平成26年4月1日以降に特定供給事業者(売手)から継続して受ける商品又は役務の供給に関して、合理的な理由なく、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低く定める行為等を禁止しています。

公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、違反行為に対する是正措置として、違反行為を行ったと認められた特定事業者に対し、転嫁を拒否した消費税額分を特定供給事業者に支払うことや遡及的に消費税率引上げ分を対価に反映させること等の原状回復措置を採るよう指導等を行うこととされています。

## ○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 消費者です。コンビニや駅での新聞の販売は、軽減税率が適用されることになりますか。

A. 軽減税率の対象となる「新聞の譲渡」とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行される新聞の定期購読契約に基づく譲渡です。

このため、コンビニや駅における新聞の販売は、定期購読契約に基づくものではないため、軽減税率の対象となりません。

なお、軽減税率制度の詳細については、国税庁ホームページの「軽減税率サイト」に掲載されている軽減税率制度に関するQ&Aを御覧ください。

国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp>

Q. 事業者です。平成31年10月1日から区分記載請求書等保存方式、平成35年10月1日からは、適格請求書等保存方式が導入される予定ですが、2段階でそれぞれに対応したシステム改修を行う必要が生じるのでしょうか。

適格請求書等保存方式に対応した請求書へのシステム改修を行えば、区分記載請求書等保存方式にも対応した請求書として認められますか。

A. 適格請求書等として必要な事項が記載されていれば、区分記載請求書等として必要な記載事項は満たされることとなります。

したがって、適格請求書等の発行に対応したシステムへの改修を行えば、区分記載請求書等として認められる請求書の発行も可能となります。

なお、区分記載請求書等の記載事項のうち、「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)」については、適格請求書等の記載事項である「税率ごとに区分した税抜価格の合計額」及び「消費税額等」を記載することとして差し支えありません。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610